生第102519号	化成肥料	くみあい尿素入り化成新802
輸第102465号	魚かす粉末	Fish Meal Premium Quality
輸第102492号	炭酸カルシウム肥料	マキシカル
輸第102500号	化成肥料	硝酸加里
輸第102502号	化成肥料	化成肥料オール14
輸第102503号	硫酸苦土肥料	天然硫酸苦土肥料マグナチュレ

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

生第102519号	菱東肥料株式会社
輸第102465号	杉原通商株式会社
輸第102492号	フロラディン・ジャパン株式会社
輸第102500号	新ケミカル商事株式会社
輸第102502号	ユニメイト通商株式会社
輸第102503号	ユニメイト通商株式会社

生第102519号	大分県大分市豊海３丁目３番１号
輸第102465号	兵庫県加古郡播磨町上野添二丁目４番８号
輸第102492号	東京都中央区入船二丁目10番７号
輸第102500号	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
輸第102502号	神奈川県横浜市鶴見区北寺尾四丁目12番25号
輸第102503号	神奈川県横浜市鶴見区北寺尾四丁目12番25号

○国土交通省告示第八百八十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の二第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の認可をしたので、第七十一条の三第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成二十八年七月十二日から平成四十四年三月三十一日まで

三　施行地区　東京都港区芝浦四丁目、港南一丁目、港南二丁目、高輪二丁目及び高輪三丁目の各一部

四　土地区画整理事業の名称　東京都市計画土地区画整理事業品川駅北周辺地区土地区画整理事業

五　事務所の所在地　東京都新宿区西新宿六丁目五番一号

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成二十八年七月十二日

○防衛省告示第百五十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年七月十二日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年七月十九日の〇七〇〇から一三〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年七月十二日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年七月十九日の〇七〇〇から一三〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

自衛艦七隻

実施艦等

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年七月十二日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年七月二十日及び同月二十一日の毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ｱ)から(ｵ)までの四地点を順次結んだ線及び(ｱ)の地点と(ｵ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ｱ)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(ｲ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ｳ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ｴ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

自衛艦八隻

実施艦等

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年七月十二日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年七月二十日及び同月二十一日の毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ｱ)から(ｵ)までの四地点を順次結んだ線及び(ｱ)の地点と(ｵ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ｱ)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(ｲ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ｳ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ｴ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

自衛艦八隻

実施艦等

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○北陸地方整備局告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十二日

北陸地方整備局長　中神　陽一

一　道路の種類及び路線名　一般国道　百六十号

二　占用を制限する区域　高岡市東海老坂字内輪子地先から同市東海老坂字大坪地先まで

三　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年七月十三日

○北海道開発局告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月十二日から一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十二日

北海道開発局長　今　日出人

一　道路の種類及び路線名	道路の位置
一般国道　四百五十三号	千歳市幌美内から同市幌美内
〃	千歳市幌美内から同市支笏湖温泉まで
二　他の工作物の管理者の氏名及び住所	縦覧場所
氏名　東日本電信電話株式会社	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
住所　札幌市中央区大通西十四丁目七	〃

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十八年三月二十四日から本協定の存続する日まで